

施策名【保健活動】

章	節	施策		主要施策	事務事業コード	事業数	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
4.豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり	1.生涯にわたる健康づくりの推進	2.保健活動	(1) 保健活動の充実		4121-1	1	健康診査等事業	通常	1	健康診査補助金	健康づくり推進課	健診推進係・保健予防係	
									2	がん検診推進事業受給給付金	健康づくり推進課	健診推進係・保健予防係	
					4121-2	2	健康診査等補助金事務事業	簡易			国保医療課	医療給付係	
					4121-3	3	臼田健康診査等事業	通常			臼田支所	健康づくり推進係	
					4121-4	4	浅科健康診査等事業	通常			浅科支所	健康づくり推進係	
					4121-5	5	望月健康診査等事業	通常			望月支所	健康づくり推進係	
			(2) 感染症予防対策の推進		4122-1	6	予防接種事業	簡易	3	造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成金	健康づくり推進課	保健予防係	
									4	HPVワクチン任意接種費用助成金	健康づくり推進課	保健予防係	
					4122-2	7	臼田予防接種事業	簡易			臼田支所	健康づくり推進係	
					4122-3	8	浅科予防接種事業	簡易			浅科支所	健康づくり推進係	
					4122-4	9	望月予防接種事業	簡易			望月支所	健康づくり推進係	
			(3) こころの健康づくり		4123-1	10	こころの健康推進事業	通常			健康づくり推進課	健康増進係	
					4123-2	11	臼田こころの健康推進事業	通常			臼田支所	健康づくり推進係	
					4123-3	12	浅科こころの健康推進事業	通常			浅科支所	健康づくり推進係	
					4123-4	13	望月こころの健康推進事業	通常			望月支所	健康づくり推進係	

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	健康診査補助金		
事務事業名称	健康診査等事業	事務事業コード	4121-1
所 管	市民健康 部	健康づくり推進 課	健診推進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)
根拠法令等名称	佐久市健康診査受診料補助金交付要綱		法令種別 要綱
始期	平成 17 年度(経過年数 19 年)	終期設定	(有・無) 終期 令和 年度
目的	特定健診の受診促進を図るため、佐久市が行う集団健診及び個別健診や職場での健康診査を受診しなかった市民が、個々に同様の内容による健診を受診する際に、その経費の一部を補助し、費用負担の軽減を図る。		
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市内の医療機関において行う健康診査(問診、身体測定、理学的所見、血圧測定、検尿、血液化学検査、肝機能検査(GOT、GTP、γ-GTP)及び血糖検査(空腹時血糖又はヘモグロビンA1c)のすべてが含まれ、かつ、詳細な検査として、心電図検査、眼底検査又は血液一般検査が含まれている健康診査)で、5,000円以上の受診料を要することとなるものを受診し、健診結果を加入医療保険者に提供することに同意している者に1,000円交付。		
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの) ☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☐ 不特定団体 ☒ 個人		
	名称(個人は除く)	—	
指標設定	設定の考え方	健康診査受診料補助金対象者を含めた、佐久市国保特定健診の受診率を目標値とする	目標値 48%
	指標が数値でない場合の評価方法	—	

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	391 件	391 件	
決算額(予算額)	391,000 円	391,000 円	450,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	391,000 円	450,000 円
指標	目標値 (単位)	51 %	53 %
	実績値 (単位)	44.8 %	令和6年10月頃確定
	達成率	87.8 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	—	—

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	×	左記の理由、課題等	・平成20年度の医療制度改革により、保険者による特定健診の実施が義務化され、令和2年度から佐久市国保特定健診対象者及び後期高齢者の健診基本項目が無料化されている。また、他の保険者においても、特定健診受診者には保険者が一部金額を負担し、受診者の負担軽減が図られており、本補助金の必要性に疑問がある。 ・特定健診受診率の向上を図るため、市民により多くの健診機会を提供する目的で継続してきたが、交付件数の内、佐久市国保加入者の特定健診の受診者は、約15%となっており、本補助金の有効性に課題がある。
	有効性	×		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	廃止
今後の取組方針	・市民の健診受診を促進し、健康増進に寄与してきたが、時代の流れとともに、特定健診受診者に対する支援は拡大してきており、本補助金は、役割を終えたと考えられることから、廃止とする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	×
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	×
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	×
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

- ①健診の無料化や、保険者による一部負担がなされている健診もあるため、必要性については疑問がある。
 ②実績値や達成率からも、必ずしも費用対効果があるとは言えない。
 ③⑤平成17年の制度創設以降、見直しが図られておらず終期を定めていなかった。今回は、時代に即した見直しを図るための機会とするため、廃止を予定している。

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	がん検診推進事業受給給付金		
事務事業名称	健康診査等事業	事務事業コード	4121-1
所 管	市民健康	部 健康づくり推進	課 健診推進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	—		
根拠法令等名称	佐久市がん検診推進事業実施要綱			法令種別	要綱
始期	平成 21 年度 (経過年数 12 年)	終期設定	(有 (無))	終期	令和 年度
目的	国の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱に基づき、子宮頸がんに関する正しい知識の普及と検診受診の促進を図るため、特定の年齢(20歳)に達した子宮頸がん検診対象者に対し、検診に要する費用(一部自己負担金)が無料となるクーポン券を配布している。対象者は無料とするため、自己負担金を支払って受診した場合は、当該自己負担金相当額を対象者に給付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	対象者は佐久市に住所を有する方で、子宮頸がん検診の無料クーポン券配布対象者のうち、このクーポン券を使用せずに市の発行する受診券を使い、自己負担金を支払って、委託医療機関等で受診した方に当該一部負担金相当額を給付する。 自己負担相当額(子宮頸がん検診):1,200円/1人(国補助率1/2、市補助率1/2)				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☐ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)	—			
指標設定	設定の考え方	—		目標値	—
	指標が数値でない場合の評価方法	交付対象者として申請のあった全ての方に補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	0 件	1 件	
決算額(予算額)	0 円	0 円	6,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	—	—
	実績値 (単位)	—	—
	達成率	— %	— %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	交付対象となる方がいなかったため、補助金の交付はなかった。	交付対象となる方がいなかったため、補助金の交付はなかった。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	—	左記の理由、課題等	交付件数は0件で推移しているが、国の施策により、クーポン券を使用せずに、子宮頸がん検診を受診した方に自己負担相当額を交付する必要がある。(制度上無料クーポン券は、市が発行する受診券より後に決定、配布するため、クーポン到着前に受診する場合がある)
	有効性	—		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	交付対象者はいなかったが、国の補助事業にあわせて、現行どおり継続する。 なお、本補助金は、国県等連携補助金であるため終期設定は行わないが、国の制度改正にあわせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成金		
事務事業名称	予防接種事業	事務事業コード	4122-1
所 管	市民健康	部 健康づくり推進	課 保健予防 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	—		
根拠法令等名称	佐久市造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成金交付要綱		法令種別	要綱	
始期	令和 2 年度 (経過年数 4 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	感染症の発生及びまん延の防止を図るため、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期の予防接種ワクチンの免疫が小児がん等の治療を目的とした造血細胞移植によって消失したことによる再度予防接種(再接種)に要する費用に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	助成対象者が医療機関へ支払った予防接種料(抗体検査に係る費用及び医師が記載する理由書等の文書料を除く)又はワクチン再接種を実施した日の属する年度において本市が一般社団法人長野県医師会と締結する契約において定める額のいずれか少ない額とする。補助率: 県1/2以内				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☐ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)	-			
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	交付対象となる全ての方の予防接種(再接種)の費用に対して補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	0 件	1 件	
決算額(予算額)	0 円	135,631 円	260,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	67,000 円
	一般財源	0 円	68,631 円
指標	目標値 (単位)	-	-
	実績値 (単位)	-	-
	達成率	- %	- %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	該当者なし	交付対象となる全ての方の予防接種(再接種)の費用に対して補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	—	左記の理由、課題等	小児がん等の治療を目的とした造血細胞移植によって消失したことによる再接種は感染症の発症及びまん延防止を図るために必要。
	有効性	—		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 なお、本補助金は、国県等連携補助金であるため終期設定は行わないが、国の制度改革にあわせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	HPVワクチン任意接種費用助成金		
事務事業名称	予防接種事業	事務事業コード	4122-1
所 管	市民健康	部	健康づくり推進 課 保健予防 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)		種別		サービス格差是正補助金					
根拠法令等名称		佐久市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用の償還払い要綱				法令種別		要綱			
始期		令和 4 年度 (経過年数 2 年)		終期設定		(有)・無)		終期		令和 6 年度	
目的		HPVワクチン接種について、積極的勧奨が差し控えられていた時期に接種機会を逃し、接種対象年齢を超えてから自費で接種を受けた方の費用負担を助成する。									
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		キャッチアップ接種対象者のうち、定期接種の対象年齢を過ぎた後HPVワクチン接種を自費で行った方に実費相当額(最大3回分まで)を償還払いする。接種から年月が経過しているため、費用証明書等のない方は、市の定期接種に係る基準単価とする。									
交付対象者、団体		☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)				☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)					
		☐ 不特定団体				☒ 個人					
		名称(個人は除く)		-							
指標設定		設定の考え方		-				目標値		-	
		指標が数値でない場合の評価方法		交付対象となるすべての方のHPVワクチン接種費用に対して、助成金を交付する。							

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	19 件	1 件	
決算額(予算額)	556,194 円	17,600 円	240,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	556,194 円	240,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-
	実績値 (単位)	-	-
	達成率	%	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	交付対象となるすべての方のHPVワクチン接種費用に対して、助成金を交付する。	交付対象となるすべての方のHPVワクチン接種費用に対して、助成金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	—	左記の理由、課題等	HPVワクチンの積極的勧奨が差し控えられていた時期に接種機会を逃し、対象年齢から外れた後キャッチアップ接種が始まる前に、自費で接種を受けた方と、これからキャッチアップ接種で公費で受ける方との不均衡を是正するための取り組みである。
	有効性	—		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	令和4年度より、積極的勧奨が差し控えられていた間の接種対象者にも時限的に(令和4年度～令和6年度)定期接種の接種機会を設けた(キャッチアップ接種)ことから、当助成金もこの期間内限定のものとなる。制度の周知に努める必要がある。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	—
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	—
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】